

高知市告示第193号

高知市道路後退用地等の寄附等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

平成30年9月20日

高知市長 岡 崎 誠 也

高知市道路後退用地等の寄附等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、道路後退用地等の寄附等に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市道等 次に掲げる道路をいう。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき市道として認定した道路

イ 高知市法定外公共物管理条例（平成17年条例第42号）第2条に規定する法定外公共物に該当する道路のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域にあるもの

(2) 道路後退用地等 市道等に接する私有地で次に掲げるものをいう。

ア 建築行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を伴うものを除く。）に伴い、同法の規定に基づき前面の市道等から後退した部分に係る土地

イ アに掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めたもの

(道路後退用地等の寄附等)

第3条 道路後退用地等のうち市が寄附を受けることができるものは、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 道路後退用地等とその接する土地との境界が確認できること。

(2) 道路後退用地等の地上及び地下に、ます、量水器、段差スロープ、植木等の個人又は法人その他の団体の所有物が存しないこと。

(3) 市道等として維持管理するのに支障がないと認められること。

2 道路の境界査定が長期に及ぶ等の理由により所有権移転の登記ができない場合は、道路後退用地等を市が無償で使用するについて所有者から同意を得るものとする。

(寄附等の手続)

第4条 道路後退用地等の寄附の手続は、土地寄附承諾書（様式第1号）によるものとする。

2 市長は、土地寄附承諾書の提出があったときは、当該提出をした所有者に次に掲げる書類の提出を求め、所有権移転の登記を行うものとする。

(1) 土地寄附証書（様式第2号）

(2) 登記原因証明情報兼登記承諾書（様式第3号）

(3) 登記原因証明情報兼抵当権抹消登記承諾書（当該土地に抵当権が設定されている場合に限る。）

(4) 印鑑登録証明書（法人の場合は、資格証明書及び代表者の印鑑登録証明書（写し））

(5) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の写し（建築行為に伴う場合に限る。）

3 前条第2項の同意の手続は、土地使用同意確認書（様式第4号）によるものとする。

4 市長は、土地使用同意確認書の提出があったときは、当該提出をした所有者に次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(1) 印鑑登録証明書（法人の場合は、代表者の印鑑登録証明書）

(2) 第2項第5号に掲げる書類

5 道路後退用地等の所有者が2人以上のときは、市長は、その全員に前各項に規定する書類の提出を求めるものとする。ただし、前2項に規定する書類については、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(調査等の費用負担)

第5条 道路後退用地等の寄附に係る調査及び測量並びに分筆、所有権移転等の登記に要する費用は、予算の範囲内において市が負担するものとする。ただし、土地寄附承諾書の提出前に行われた調査及び測量並びに分筆の登記に要する費用については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、法人が行う事業又は不動産の売買若しくは賃貸を目的として行う事業に係る道路後退用地等については、地積更正後の分筆及び所有権移転の登記に要する費用に限り、市が負担するものとする。

(維持管理)

第6条 市長は、第4条第2項の登記が完了した日（第3条第2項に規定する場合にあっては、同項の同意を得た日）から、当該道路後退用地等の維持管理を行うものとする。

(固定資産税の非課税)

第7条 市長は、第3条第2項の同意を得た道路後退用地等について、固定資産税を課さない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、道路後退用地等の取得等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。